

東員町の行財政改革に関する提言書

東員町行財政検討委員会

平成26年9月26日

はじめに

本委員会は、東員町が持続可能な財政運営を進めるために、これまでの第1次、第2次東員町行財政検討委員会での議論を踏まえ、第3次の委員会として補助金支出の見直しを中心に様々な議論を重ねてきた。

平成16年度を始期とする第1次東員町行財政検討委員会では、負担金・使用料のあり方及び委託料のあり方に関する提言が行われ、行財政推進計画及びその実施計画についての議論が行われた。その後、平成19年度を始期とする第2次東員町行財政検討委員会では、行財政改革推進計画実施計画の進捗管理と補助金等の交付基準や見直し基準の案について提言が行われた。

これらを踏まえて、平成23年10月から始まった第3次東員町行財政検討委員会は、行財政推進計画実施計画の結果の報告を受けるとともに、これまで町が着手してこなかった補助団体への補助金支出の適正化について、各団体のヒアリングを通して問題点を洗い出し、事業内容や団体の収支の状況を検証し、町及び各団体の取り組みがより効果的になることを期待して提言を行った。

また、第2次で提言された補助金等の交付基準や見直し基準について、これまで運用されないまま補助金の見直しが抜本的になされておらず、こういった町の補助金改革に対する消極的な姿勢を厳しく指摘してきた。

東員町の財政状況については、少しずつ経常収支比率が高くなり、また財政力指数も平成21年度以降少しずつ低くなっている。昭和50年代後半から30年ほど続いた人口増が、人口減に転じ、歳入減少時代となったことから、恵まれた財政状態を前提にしたこれまでの施策を維持したままの推進は困難となっており施策を、廃止することも必要となっている。それでも、町全体を見渡すと現在の東員町の財政が三重県内の市町の中では良好な財政状況であることから、現時点での行財政改革の必要性に疑問を呈する人も少なくないが、10年後には3人に1人が65歳以上の高齢者になることが予想されることから、足腰のしっかりとした財政を維持している今のうちに、経費の削減や歳入の確保を図る必要があることを町民に広く周知するとともに、聖域なき改革を遅滞なく計画的に進めることが必要不可欠であると考えている。

この提言書の趣旨を十分に踏まえ、今後、厳しい社会情勢の中にあっても、持続可能な財政運営ができるよう、不断の改革を進められることを強く望むものである。

平成26年9月26日

第3次東員町行財政検討委員会 委員長 岩崎 恭典

提 言

●継続的な行財政改革

平成23年度からの10年間を見据えた第5次総合計画の実現に向けて、各種施策を進めるためには、限られた予算の中で事業の選択と集中を行う必要がある。また、健全な財政運営を維持するためには事務事業の継続的な見直しを実施しなければならない。

1 第5次総合計画の推進

町に住んでいる一人ひとりが喜びを感じ、それぞれの地域が輝き、幸せを感じることができる町を目指した第5次総合計画の実施計画を立てて、その着実な進捗管理を行うべく、役場横断的な執行体制を強化し基本計画の達成を図ること。また、住民は、第5次総合計画にある「みんなで取り組む協働の手がかり」の各項目について住民の果たすべき役割を認識し、町との協働に取り組んでいただきたい。そして、町は、住民との協働を進めるため積極的に情報提供を行うこと。

2 継続的な行財政改革の推進

町は、適正な財務分析を行い、計画的な財政運営を行うため、収支のバランスのとれた財政運営となるよう数値目標を掲げ、人口減少や少子高齢化を見込んだ財政見通しを立てること。第3次の委員会では全課に及んだヒアリングを実施できなかった。全庁としての取り組みが確認できなかったが、行財政改革推進のための庁内のチェック体制を整え、全庁的に取り組み、健全な財政運営を行うため継続的に事務事業の見直しを行うこと。

3 施策・事業の検証と評価

町の事業は住民サービスの根幹をなすものであり、その目的や目標の達成のため、町は、どのような施策に取り組むか、その施策を実行するための個々の事業が目的に沿っているか、また目標を達成するための有効な手法・手段となっているか、期待した効果が得られているかなどについて検証し、見直すなど、事業の改善を自ら積極的に行うこと。

●健全な財政基盤の確保

総合計画実現のため様々な施策を展開するためには、財政の健全化を維持しなければならず、新たな自主財源を確保するとともに、経費全般についての徹底的な見直し、節減・合理化を行う必要がある。

4 歳入増の取り組み

財政運営においては、歳入をしっかりと確保することが重要である。町は、町税の適正な課税と税等公平負担の観点による未収金への対応はもとより、企業誘致や定住促進等、町の良さを積極的にアピールし生産年齢人口を増やす努力をする等、様々な視点で歳入の増収策を講じること。職員は、限りある歳入でいかに必要な行政サービスを提供するのか、そのためには何をしなければならないのか、時代や住民ニーズを敏感にキャッチして、役場の組織全体で考えること。

5 歳出減の取り組み

町は、光熱水費などの内部経費についての徹底した経費節減はもとより、物品の調達方法の見直しにより、経常経費全般の節減を図ること。法令、例規等で求めている目的を常に意識し、目的を達成するための施策を考えるとき、職員自らの創意と工夫を重ねることにより、同じ歳出でも効率的に施策を執行することが重要である。そのため、節約のプロジェクトやキャンペーンの実施など、職員の意識向上や実践のための仕組みを検討すること。

6 継続した補助金の見直し

補助金の支出については、平成21年の答申の考え方を尊重し明確な積算根拠や基準をもって行うべきである。補助金の支出にあたっては、想定されている将来財政の厳しさを常に念頭に置き、事業の公益性などを十分に精査し、常に見直しを実施すること。

また、所管課は、補助団体の既得権とならないよう収支報告、事業内容及び人件費の精査を行い、本委員会でヒアリングを実施した団体補助については、各団体及び町に対し別添提言書のとおり改善を求めたところであるが、特に町は、事務事業評価において個別評価を行い、適正な補助金支出のための監査を実施すること。そして、事業推進のための奨励的補助金は、効果を測定するとともに、支出の時限を設けること。

7 公共施設の管理と適正化

町は、公共施設について利用実績や住民ニーズ、運営コスト等を考慮して、利用方法や施設のあり方を検討すること。

また、既存施設は、計画的に改修を行い、一方では維持・管理に固執せず、施設存続の判断そのものに迫る必要性があり、公共施設管理計画の策定を進め、施設の除去・土地の処分も検討すること。

●町の活性化に向けた新たな取り組み

新たな特産品の開発や自然エネルギーの活用など、特色あるまちづくりと新たな自主財源を発掘するための取り組みを常に検討する必要がある。

8 町の農業を活性化させること

町は、農業と商業の連携により、農産物の流通拡大や新規農業の推進を図るとともに、担い手不足の解消と新規の担い手の育成を進め、町の特色である農業を活性化させること。また、新たな特産品の開発等、TPP を見据えて、米だけに頼らない新たな農業を導き出すこと。

9 自然エネルギーの活用

町有施設や町有地については、太陽光発電等の自然エネルギーの活用を検討すること。また、個人所有の耕作放棄地や遊休地での、自然エネルギーの活用を奨励すること。

●住民協働とまちづくり

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、地域社会における問題解決の仕組みづくりを行う必要がある。その上で、住民は、一人ひとりが主体性を持って地域社会に関わることが大切である。

10 住民協働によるまちづくりの推進

人口減少下の状況で、防災、福祉、まちづくり等の地域の問題解決においては、行政にあれもこれも頼る時代ではなく、町と町民は新たな関係を

構築する必要がある。これまでの行政運営で大きな役割を果たしてきている自治会等の組織のほかに、NPO、ボランティア団体の関わりが重要である。住民は、自分の町のために労力、知識、能力を提供するなどして、行政の運営に携わるように努めること。町は、そのための情報提供を行うとともに新しい仕組みをつくり、住民協働によるまちづくりを推進すること。また、地域の防犯活動等においては、地域住民の力を特に高齢者のマンパワーを活用するとともに、高齢者福祉の面では、民生委員と地域住民の連携を図り、安心安全なまちづくりを進めること。

1 1 広報・広聴充実と積極的な情報提供

広報紙は、町の政策や事業、行事及び行政運営の方針などを広く広報し、住民と町との連携、住民の行政への参画を促す有効な手段である。この広報紙が、町内各世帯の手元に確実に届くような新たな配布方法を検討すること。また、これまで本委員会が出された疑問や意見については、町が積極的に情報提供を進めれば改善できる案件が多数見受けられた。職員は、あらゆる手段を駆使し、町の現状を正しく且つわかりやすい情報の提供を積極的に行い、住民と協働したまちづくりを行うこと。

●組織力の強化と人材の育成

時代に即した組織・機構への再編を適宜行うとともに、住民サービス向上のために、柔軟で横断的な組織とし、様々な行政課題に対応する必要がある。また、施策を展開する上で最も肝心な職員一人ひとりの意識改革と能力向上を図る必要がある。

1 2 横断的かつ効率的な組織の見直しを進めること

地方分権による地方への委譲事務が増加しており、横断的かつ効率的な組織となるよう、町は、時代や住民ニーズに即した組織の見直しを進めるとともに、職員の連携を図り住民サービスを向上させること。

1 3 職員の意識改革と課題認識の共通化

職員の財政状況に対する認識の甘さが町の事務事業評価や補助団体へのヒアリングを通して感じられた。町は、行財政改革が必要な現状を職員全体で共有したうえで、行財政改革を進めること。

また、町役場の職員として自ら取り組むべきことを自覚し、自ら悩み、町の将来を見据えて課題に取り組むことができるような職員の意識改革が必要である。

1 4 能力・実績に基づく人事管理の徹底

厳しい財政状況や集中改革プラン等により、職員数は抑制されてきたが、地方分権の一層の進展、住民ニーズの高度化・多様化や時代の変化に対応できる職員が求められる。また、地方公務員法の改正により人事評価に基づく人事管理の徹底が求められている。町は、平成28年度までに、人事部局を強化し、能力・実績に基づく人事評価による人事管理の徹底を図るとともに、組織全体の士気高揚、公務能率の向上により人材育成に努め住民サービス向上を図ること。

おわりに

以上の提言内容の実現に向けて自らが継続的に取り組み、P（計画）・D（実行）、C（評価）、A（改善）のサイクルにより改革の効果を検証しながら、財政運営及び事務事業の実施をお願いしたい。そのためには、職員が危機意識を持ち、前例踏襲からの職員の体質の改善を望む。

また、コンプライアンスの徹底など内部管理を強化するとともに、窓口対応や住民ニーズへの対応等、住民満足度を上げるための改善運動を自ら実施するよう望む。

最後に、本委員会では、これまでいくつかの提言等を行ってきた。また、会議の場で、町の事務事業について住民の視点から様々な意見を述べてきた。これらの意見を真摯に受け止め、今後の行財政運営に活かしていただき、住民サービスの向上を願う。

第3次東員町行財政検討委員会

(平成23年10月21日発足)

委員長	岩崎 恭典
副委員長	酒谷 宜幸
委員	阿久根 千サエ
委員	川杉 美津江
委員	馬場 順子
委員	三浦 信一
委員	種村 拓夫
委員	毛利 次郎
委員	藤田 昌義
委員	伊藤 郁子
委員	伊藤 英也
委員	中村 宗和